

就学援助 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内

八代市では、経済的に困りの保護者に対して、就学に必要な学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費等にかかる費用の一部を援助する制度があります。

令和6年度に小学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、援助費の対象となる保護者には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月に支給します。

◆支給対象となる方.....以下の条件にすべて該当する方が対象となります

- 申込時点で八代市に住所を有し、お子さんが令和6年4月に公立の小学校（八代支援学校小学部を含む）へ入学予定の方
- 期限内に申請書を提出された方
- 就学援助制度の認定基準に該当する方

◆申請方法・申請時期.....

入学前支給を希望される方は、申請書の所定の欄へご記入のうえ、入学予定校へ学校が指定する日までに提出してください。申請書は12月以降、学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

◆認定審査結果・支給日など.....

審査結果及び支給通知を、令和6年2月下旬に各申請者に郵送します。
支給日は3月上旬を予定しています。

◆支給方法：保護者口座に振込.....

【入学前支給に関する注意事項】

(1) 入学前に新入学学用品費の支給を受けた後で以下に該当した場合は、援助費を返還していただくこととなります。予定がある場合は、入学前の支給ではなく、6月の支給を選択してください。

- 市外へ転出した場合
- 世帯構成変更など（祖父母等との同居や再婚等）により認定基準に該当しなくなった場合

(2) 令和6年3月時点で、生活保護を受給している世帯は対象となりません。

※提出期限に間に合わなかったり、今回の審査の結果で認定不可となり令和6年度所得での再判定で4/1認定を受けた場合は、他の援助費と一緒に6月に支給します。

◎問合せ：八代市教育委員会 学校教育課 教育支援係 Tel. 33-6133 または各小学校

八代市就学援助制度のお知らせ

八代市では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています（「就学援助」といいます）。就学援助を希望される方は、就学援助の申し込みが必要です。

1 この制度の対象者

八代市に住所を有する、公立の小中学校・八代支援学校小中学部の児童生徒（次年度入学予定者を含む）の保護者のうち、生活保護法の要保護者又はそれに準ずる程度（【認定の目安】参照）に困窮していると認められる者。

【認定の目安】 ※下記は目安であり、所得状況によっては対象とならない場合があります。

- ・生活保護の停止・廃止となった者
- ・市民税の非課税または減免対象者
- ・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税の減免等の対象者
- ・国民年金保険料納付の免除対象者
- ・児童扶養手当受給者 など

2 主な支給内容

- ① 学用品費
- ② 新入学児童生徒学用品費…小・中学校 1 年生で、年度当初(4月1日)の認定者のみ対象
- ③ 校外活動費
- ④ 修学旅行費
- ⑤ 学校給食費
- ⑥ 医療費…こども医療費助成制度の対象者以外
- ⑦ 通学費
- ⑧ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金…5月1日までの認定者が対象

*要保護者は、④・⑥・⑧のみ対象。

*以下の方は、八代市から支給できる費用が異なる場合があります。

- ・八代市在住で、八代市立以外の公立学校に通学している児童生徒の保護者
- ・市外在住で、八代市立学校に通学している児童生徒の保護者



3 申請方法と認定者の決定

就学援助申請書に必要事項を記入のうえ、在籍する学校へ提出してください。前年度受給されていた方も、
新年度には申請が必要です。申請書は、学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

申請後、八代市教育委員会で家族や所得状況などの調査を行い、審査のうえ認定の可否を決定します。

4 注意事項

・就学援助の審査は、保護者の所得額等に基づいて行いますので、保護者の方は市役所等で所得の申告が必要です。（会社が申告している場合や、確定申告されている方は、申告の必要はありません）

世帯の中で所得のある方が複数いる場合（住民票は別でも、同居の場合は同居とみなします）は、
それぞれの所得の合計で審査しますので、該当する人は全て申告を行ってください。

申請後、修正申告を行った場合は、八代市教育委員会 学校教育課へご連絡ください。

・令和5年1月2日以降に八代市へ転入された方は、転入前の市区町村から発行された所得証明書（世帯
全員の所得額、各種控除額がわかるもの）の添付が必要となります。

・申請後、世帯構成に変更（婚姻、離婚、転居等）があった場合は、必ず学校へご連絡ください。

問い合わせ先：八代市教育委員会 学校教育課（TEL：33-6133）または各小中学校・八代支援学校